

○ホシゴマシズ、ゴマシズ等の取扱いについて

P. 1799

食品衛生関係法規集②

平成11年12月22日
衛乳第240号
各都道府県・各政令市・各特別区衛生主管部（局）長宛
厚生省生活衛生局乳肉衛生課長通知

本年6月及び10月に、アルゼンチン沖で捕獲され我が国に輸入されたホシゴマシズ、ゴマシズ等による食中毒と疑われる事例の報告があったので、別添のとおり情報提供します。

当該魚の油脂成分が原因と疑われているところですが、現在のところその毒性については明確となっていないことから、今後、データを集積し、当該魚の取扱いについて検討する予定です。

つきましては、貴管下の関係業者等に対し情報提供されるとともに、当該魚については、食品衛生法第4条第2号「有毒な、若しくは有害な物質が含まれ、若しくは附着し、又はこれらの疑いがあるもの。」に該当する可能性があるため、当面の間、販売等を差し控えるよう指導方お願いします。

また、当該魚が原因と疑われる食中毒事例が発生した場合には、直ちに当職あて連絡されますようお願いいたします。

なお、各検疫所長あてに別紙のとおり通知していることを申し添えます。

別紙 略

（別添） ホシゴマシズ、ゴマシズ等について

1 食中毒が疑われた事例について

アルゼンチン沖で捕獲されたホシゴマシズ、ゴマシズ等による食中毒が疑われた事例が2件発生している。いずれも、給食として職員、生徒及び児童等に提供されたものであり、食品及び患者から食中毒菌は検出されていない。

（1） 事例1

- ・発生地域：長野県上伊那郡
- ・発生時期：平成11年6月
- ・患者数：169名／摂食者575名
- ・症状：腹痛、下痢、吐気
- ・摂食状況：小、中学校の給食として提供されたもの

（2） 事例2

- ・発生地域：大阪府貝塚市
- ・発生時期：平成11年10月
- ・患者数：35名／摂食者326名
- ・症状：腹痛、下痢、嘔吐、吐気
- ・摂食状況：保育園の給食として提供されたもの

2 魚種について

（1） 事例2の検体の1つは、ホシゴマシズ（*Stromateus stellatus*）と鑑定されたが、同一ロット内にはゴマシズ（*Stromateus brasiliensis*）やそれらの雑種が混在する可能性がある。

（2） 南米の太平洋沿岸のうち主にチリ沿岸（ホシゴマシズ）及び大西洋沿岸のうちブラジルからフェゴ島（ゴマシズ）にかけて分布する。

(3) 上記事例の原因食品と同一のロットは本年から約67tが輸入され、一部は「エボダイ」として流通していた。

他にも輸入されているとの情報もあるが、総輸入量は不明。

3 油脂成分について

関係業者から当該食品の残品の提供を受け、分析を行った結果は以下のとおり。

- (1) 脂質成分であるジアシルグリセリルエーテル(DAGE)の含量が高い。
 - (2) いわゆるワックスエステル成分はない。
 - (3) DAGEの毒性は一般的に低いと考えられているが、摂取量によっては下痢などを起こす可能性があるとされている。
 - (4) アセトン分画についてマウスへの投与試験を行ったところ、体重の1割程度(約2g)の投与では、軟便が一部で見られた他重大な変化は認められなかった。
 - (5) 事例でみられた嘔吐、吐気の原因は不明である。
-

❖ 戻る

(c)copyright chuohoki publishers 2005